

令和3年度 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 次第

書面にて開催

1 議題

- (1) 令和3年度の役員について 【資料1】
- (2) 令和2年度事業報告及び決算について 【資料2】
- (3) 令和3年度事業計画及び予算について 【資料3】

2 報告事項

- (1) 連絡協議会会則の改定について 【資料4】
- (2) 令和2年度の拠点訓練の取組について 【資料5】
- (3) 地域防災拠点担当参与について 【資料6】

3 依頼・連絡事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響下における拠点訓練について（総務課） 【資料7】
- (2) セーフコミュニティ災害安全対策分科会からの提案について（総務課） 【資料8】
- (3) 災害時に備えた応急給水訓練（水道局） 【資料9】
- (4) 栄区地域防災拠点の意見交換会について（総務課） 【資料10】
- (5) 令和3年度拠点運営研修のご案内について（総務局地域防災課） 【資料11】
⇒6月10日（木）までに受講者推薦書を提出してください。
- (6) 令和3年度各地域防災拠点鍵管理者名簿の作成について（総務課） 【資料12】
⇒7月30日（金）までに名簿を提出してください。
- (7) 地域防災活動奨励助成金について（総務課） 【資料13】
⇒準備ができ次第、請求書を提出してください。
- (8) 地域防災拠点の資機材の更新について（総務課） 【資料14】
- (9) 災害対策用備蓄食料の有効活用について（総務課） 【資料15】
⇒7月12日（月）までに活用希望報告書を提出してください。
- (10) 栄区緊急時情報伝達システムへの登録について（総務課） 【資料16】
⇒登録を希望しない場合は5月28日（金）までに連絡してください。
- (11) 感染対策を踏まえた拠点開設運営スターターキットの配布について（総務課） 【資料17】
- (12) 感染症を踏まえた地域防災拠点開設運営のポイントの改定について（総務課） 【資料18】

4 参考資料

- (1) ペット同行避難について（生活衛生課）
ペット対策に関するガイドライン（R3.3月改訂）と新たに作成されたDVDをお送りします。
市HPではダイジェスト版の動画もご覧いただけます。[横浜 災害 ペット対策](#) [検索](#)
- (2) 災害時医療機関が掲出するのぼり旗について（福祉保健課）
- (3) 栄区要援護者支援ガイドブックについて（福祉保健課）

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会役員名簿

令和2年度

役員	氏名	備考
会長	毛利 勝男	豊田小
副会長	加藤 重雄	千秀小
副会長	安藤 健一	小菅ヶ谷小
会計	伊藤 ゆかり	栄区総務課長
監事	千葉 廣衛	西本郷中
監事	齋藤 進	庄戸小

令和3年度(案) 候補者の皆様にはご了承いただいております。

役員	氏名	備考
会長	毛利 勝男	豊田小
副会長	加藤 重雄	千秀小
副会長	安藤 健一	小菅ヶ谷小
会計	伏見 和久 ※	栄区総務課長
監事	千葉 廣衛	西本郷中
監事	齋藤 進	庄戸小

※ 会計は、会則に則り総務課長が務めます。

令和3年度地域防災拠点運営委員会連絡協議会 名簿(参考)

※変更は網掛けで表示しています。

敬称略

地域 防災 拠点 運営 委員会 委員長	千秀小学校地域防災拠点運営委員会委員長	加藤 重雄
	豊田小学校地域防災拠点運営委員会委員長	毛利 勝男
	飯島中学校地域防災拠点運営委員会委員長	井尾 博文
	飯島小学校地域防災拠点運営委員会委員長	中村 久和
	小菅ヶ谷小学校地域防災拠点運営委員会委員長	安藤 健一
	本郷台小学校地域防災拠点運営委員会委員長	久家 明夫
	笠間小学校地域防災拠点運営委員会委員長	石山 俊雄
	西本郷中学校地域防災拠点運営委員会委員長	千葉 廣衛
	西本郷小学校地域防災拠点運営委員会委員長	伊勢崎 市三郎
	小山台小学校地域防災拠点運営委員会委員長	門坂 延武
	本郷中学校地域防災拠点運営委員会委員長	関根 佐代子
	公田小学校地域防災拠点運営委員会委員長	佐藤 徳人
	桂台小学校地域防災拠点運営委員会委員長	鈴木 洋平
	桂台中学校地域防災拠点運営委員会委員長	黒川 哲明
	本郷小学校地域防災拠点運営委員会委員長	鳥居 澄彦
	桜井小学校地域防災拠点運営委員会委員長	高橋 勝美
	上郷小学校地域防災拠点運営委員会委員長	三原 一郎
	庄戸小学校地域防災拠点運営委員会委員長	齋藤 進
旧庄戸中学校地域防災拠点運営委員会委員長	藤田 みちる	
旧野七里小学校地域防災拠点運営委員会委員長	大居 琴乃	

参 与	豊田連合町内会自治会長	横川 恵
	笠間連合町内会自治会長	指田 弘
	小菅ヶ谷連合町内会長	田中 健次
	本郷中央連合町内会自治会長	細田 利明
	本郷第三連合町内会長	山田 直樹
	上郷西連合町会長	黒木 さち子
	上郷東連合町会長	芦川 弘
	栄区長	富士田 学
	栄警察署長	松本 光好
	栄消防署長	渡辺 又介
	栄区副区長	藤澤 智明
	栄区福祉保健センター長	西野 均
	栄区福祉保健センター担当部長	井上 弘毅
	栄区土木事務所長	櫻井 暁人
	戸塚水道事務所長	児玉 吉広
	資源循環局栄事務所長	池田 文博
	栄区小学校長会 代表	垣崎 授二
	栄区中学校長会 代表	湊 浩一
	栄区社会福祉協議会長	田中 健次
	栄消防団長	増田 明彦

令和2年度 栄区地域防災活動事業完了報告書

	事業名・内容	期日 期間	参加 人数
運 営 に 係 わ る 事 業	栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会総会 (書面開催)	令和2年5月20日	40名(書面送付)
	地域防災拠点運営委員会	随時	各拠点運営委員等
	地域防災拠点訓練	各拠点にて計画	532人
管 理 に 係 わ る 事 業	資機材点検(委託業者による)	令和2年10月	事務局
	資機材点検(自主点検)	随時	各地域防災拠点

(第9号様式)

令和2年度 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業決算書

1 収入の部

単位：円

項目	予算額	収入済額	増△減	説明
横浜市助成金	2,400,000	2,400,000	0	横浜市地域防災活動 奨励助成金 @120,000円×20拠点
利息	0	2	2	
収入合計額	2,400,000	2,400,002	2	

2 支出の部

単位：円

項目	予算額	支出済額	増△減	説明
各拠点運営委員会 経費	2,400,000	2,254,344	145,656	横浜市に返還予定
支出合計	2,400,000	2,254,344	145,656	

※その他利息2円も併せて横浜市に返還（計145,658円返還）

(第10号様式)

令和3年5月13日

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会

会長 毛利 勝男 様

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会

監事

千葉 廣衛

監事

齊藤 進

監 査 報 告 書

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会の令和2年度の会計監査を実施しましたので、その結果を次のとおり報告します。

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| 1 監査年月日 | 令和3年5月13日 |
| 2 監査対象期間 | 令和2年4月1日から令和3年4月30日まで |
| 3 監査事項 | 決算書・現金出納簿・支出伝票他 |
| 4 監査の結果及び意見 | 帳簿及び証書類等を監査した結果、適正に処理されていることを認めます。 |

令和3年度 栄区地域防災活動事業計画書（案）

	事業名・内容	期日 期 間	参 加 人 数
運 営 に 係 わ る 事 業	① 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会	令和3年5月20日 →書面開催	40人
	② 地域防災拠点運営委員会	随時	各拠点運営委員等
	③ 地域防災拠点訓練	随時	各拠点運営委員及 び地域住民
管 理 に 係 わ る 事 業	① 資機材点検（委託業者による）	令和3年9～11月	事務局
	② 資機材点検	随時	各地域防災拠点

令和3年度 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業予算書（案）

1 収入の部

単位：円

項 目	予 算 額	前年度予算額	増 △ 減	説 明
横浜市助成金	2,400,000	2,400,000	0	横浜市地域防災活動奨励助成金 @120,000円×20拠点
収入合計額	2,400,000	2,400,000	0	

2 支出の部

単位：円

項 目	予 算 額	前年度予算額	増 △ 減	説 明
各拠点運営委員会 経費	2,400,000	2,400,000	0	@120,000円（振込手数料込） ×20拠点
支出合計	2,400,000	2,400,000		

令和3年5月21日

地域防災拠点運営委員長 各位

地域防災拠点運営委員会連絡協議会 会長

地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則の改定について

1 趣旨

集合形式による会議開催が困難である状況を想定し、会則上も書面開催を想定した文言を明記します。
また、その他の条文についても実状にあわせて語句の整理を行いました。

2 新旧対照表

現 行	改 正 案	理 由
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。</p> <p>(1) 運営委員会の運営助成に関すること。</p> <p>(2) 運営委員会の防災に係る研修及び訓練等の支援に関すること。</p> <p>(3) 協議会の予算及び決算に関すること。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。</p> <p>(1) 運営委員会の運営助成に関すること。</p> <p>(2) 運営委員会の防災に係る研修及び訓練等の支援に関すること。</p> <p>(3) 協議会の予算及び決算に関すること。</p> <p><u>(4) 前3号のほか、協議会の運営に関すること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実状にあわせて語句を追記
<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、運営委員会の会長又は会長の指名する者及び区行政関係者を持って組織する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 <u>協議会の会員は、運営委員会の委員長をもって構成する。</u></p> <p><u>2 その他、参与を置く。参与は協議会の会長が指名する者及び行政関係者をもって構成し、協議会の運営に必要な助言を行う。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実状にあわせて語句を追記 ・参与に関する条文を第4条から移動し、語句を追記
<p>(役員)</p> <p>第4条 協議会に、次の役員を置く。</p> <p style="padding-left: 20px;">会長 1名</p> <p style="padding-left: 20px;">副会長 2名</p> <p style="padding-left: 20px;">会計 1名</p> <p style="padding-left: 20px;">監事 2名</p> <p>2 役員は、<u>構成員</u>の互選によって定める。ただし、会計は、栄区総務課長をもって充てる。</p> <p>3 <u>その他、参与を置く。</u></p>	<p>(役員)</p> <p>第4条 協議会に、次の役員を置く。</p> <p style="padding-left: 20px;">会長 1名</p> <p style="padding-left: 20px;">副会長 2名</p> <p style="padding-left: 20px;">会計 1名</p> <p style="padding-left: 20px;">監事 2名</p> <p>2 役員は、<u>会員</u>の互選によって定める。ただし、会計は、栄区総務課長をもって充てる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実状にあわせて語句を整理 ・参与に関する条文を第3条に移動

現 行	改 正 案	理 由
<p>(会議)</p> <p>第6条 協議会の会議は、区内の防災に関し、必要の都度開催するものとする。</p> <p>2 協議会の会議は、会長が招集する。</p>	<p>(会議)</p> <p>第6条 協議会の会議は、区内の防災に関し、必要の都度開催するものとする。</p> <p>2 協議会の会議は、会長が招集する。</p> <p><u>3 やむを得ない理由により会議を開催することが困難であると会長が認めるときは、書面開催とすることができる。</u></p>	<p>・実状にあわせて語句を追記</p> <p>・第3項で書面開催に関する語句を追記</p>
<p>(事務局)</p> <p>第9条 協議会の事務局は、栄区総務課に置く。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第9条 協議会の事務局は、栄区総務課に置く。</p> <p><u>2 事務局長は、栄区総務課長をもって充てる。</u></p> <p><u>3 事務局次長は、栄区総務課防災担当係長をもって充てる。</u></p>	<p>実状にあわせて語句を追記</p>
<p>付 則</p> <p>この会則は、平成8年7月29日から施行する。</p> <p>この会則は、平成25年6月11日から施行する。</p>	<p>付 則</p> <p>この会則は、平成8年7月29日から施行する。</p> <p>この会則は、平成25年6月11日から施行する。</p> <p><u>この会則は、令和3年5月19日から施行する。</u></p>	<p>付則を追記</p>

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則

(目的)

第1条 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会（以下「協議会」という。）は、栄区内の地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）相互の緊密な連絡及び連携を図ることによって、栄区内の防災力の向上に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。――

- (1) 運営委員会の運営助成に関すること。
- (2) 運営委員会の防災に係る研修及び訓練等の支援に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (4) 前3号のほか、協議会の運営に関すること。

(組織)

第3条 ~~協議会は、運営委員会の会長又は会長の指名する者及び区行政関係者をもって組織する。協議会の会員は、運営委員会の委員長をもって組織する。~~

2 その他、参与を置く。参与は協議会の会長が指名する者及び行政関係者をもって構成し、協議会の運営に必要な助言を行う。

(役員)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
会計	1名
監事	2名

- 2 役員は、構成員会員の互選によって定める。
ただし、会計は、栄区総務課長をもって充てる。

~~3 その他、参与を置く。~~

(役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を統括し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長に代わって協議会を統括する。
- 3 会計は、協議会の会計処理を行う。
- 4 監事は、会計を監査する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、区内の防災に関し、必要の都度開催するものとする。

- 2 協議会の会議は、会長が招集する。

3 やむを得ない理由により会議を開催することが困難であると会長が認めるときは、書面開催とすることができる。

(経費)

第7条 協議会の経費は、横浜市からの助成金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第8条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、栄区総務課に置く。

2 事務局長は、栄区総務課長をもって充てる。

3 事務局次長は、栄区総務課防災担当係長をもって充てる。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要事項は、別に定める。

付 則

この会則は、平成8年7月29日から施行する。

この会則は、平成25年6月11日から施行する。

この会則は、令和3年5月19日から施行する。

令和3年5月21日

地域防災拠点運営委員長 各位

令和2年度地域防災拠点訓練実施状況について

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により従前の規模・回数の訓練を実施することが困難な状況となり、多くの拠点が運営委員会規模での実施を行いました。

令和2年度地域防災拠点訓練実施拠点及び実施項目

拠点名	訓練実施項目 (○)					
	避難者 受付	情報 受伝達	特設公衆 電話	要援護者	トイレ	感染症対策 (座学含む)
公田小	○	○	○			○
笠間小	○	○	○			○
桂台小				○		○
西本郷中		○				○
旧庄戸中	○	○	○		○	○
飯島小						○
桂台中	○	○	○		○	○
本郷小	○				○	○
小菅ヶ谷小	○	○	○			○
小山台小	○	○	○		○	○
西本郷小						○
上郷小	○					○
計	8	7	6	1	4	12

(備考)

- ・ 訓練実施：12 拠点/20 拠点
- ・ 訓練を実施した拠点では、新型コロナウイルス感染症対策の訓練、研修が行われた。
- ・ 従来の住民を広く募る規模での開催はなく、運営委員会を中心とした規模で行われた。

1 避難者の受付

避難者の受け入れにあたり、「人数」「住所」「性別」「必要な配慮事項」等の確認が必要です。



豊田小学校



公田小学校



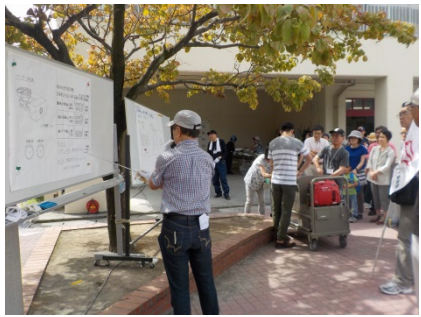
旧野七里小学校

2 炊き出し訓練

長期間の避難生活においては、炊き出し等による温かい食事の提供が必要です。



庄戸小学校



笠間小学校



西本郷小学校

3 避難スペースの区割り訓練

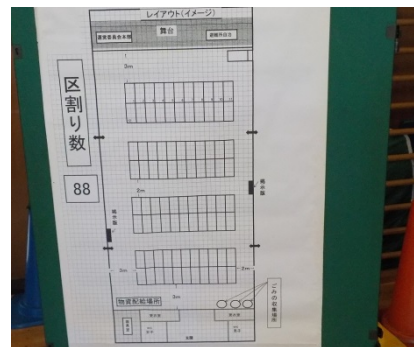
限られたスペースを有効活用するために、避難者一人あたりのスペースや自治会町内会単位のスペースを明確にする必要があります。



本郷中学校



桜井小学校



小山台小学校

4 特設公衆電話の設置

親しい人への安否を知らせるなど、外部との連絡手段として、公衆電話を設置する必要があります。



上郷小学校

旧庄戸中学校（上）

桜井小学校（下）



5 トイレの設置

常設のトイレが使用できなくなった場合に備え、簡易トイレの組み立て要領を確認する必要があります。トイレパックの使用訓練も推奨しています。



西本郷小学校



庄戸小学校



笠間小学校

6 給水訓練

循環式地下貯水槽などが設置されている地域防災拠点では、取扱いに習熟しておくことが必要です。



飯島小学校



桂台中学校



本郷台小学校

7 負傷者搬送・救命訓練

軽症者や歩行困難者には地域の共助による対応が必要です。



旧野七里小学校



庄戸小学校



旧庄戸中学校

8 児童・生徒が参加した訓練

授業時間中に発災したことを想定し、学校との合同訓練が必要です。



上郷小学校



飯島中学校



公田小学校

9 新型コロナウイルス感染症対策訓練
感染症対策を踏まえた避難所運営に向けた受付や区割り訓練が必要です。

桂台中学校（受付、区割り、発熱者・濃厚接触者等の対応など）



小菅ヶ谷小学校（受付）



9 その他、特色ある訓練

各自治体で想定した状況から、様々な訓練を行っています。



【夜間訓練】
小菅ヶ谷小学校



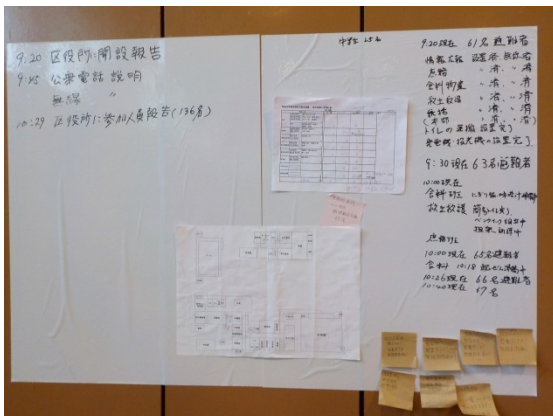
【HUG(避難所運営ゲーム)訓練】
西本郷中学校



【要援護者避難場所設置】
庄戸小学校



【女性に優しい避難所設営】
西本郷中学校



【本部機能の充実】
飯島中学校



【ペット避難要領展示】
小山台小学校

掲載した事例以外にも、地域特性を考慮した訓練が実施されていると思いますが、全てをご紹介することができないことをご了承ください。

令和 3 年 5 月 20 日

地域防災拠点運営委員長 各位

令和 3 年度栄区地域防災拠点担当参与について

令和 3 年度の地域防災拠点の担当参与については、以下のとおりです。

1 担当参与について

栄区では各地域防災拠点に対して担当参与を原則 2 名配置し、平常時の区役所と地域防災拠点運営委員（以下、「運営委員」という。）との連絡体制の確立と、運営委員の支援体制を構築しています。運営委員が各役員の選出や運営委員会の開催通知等、庶務事務を行っていただいておりますが、担当参与は事務連絡や助言する立場となっております。

2 主な役割

(1) 運営委員

平常時：運営委員会役員の選出や運営委員会開催の事務等及び訓練の計画策定及び実施
発災時：地域防災拠点の開設・運用

(2) 担当参与

平常時：運営委員会へ出席し事務連絡や助言等を行う
発災時：栄区災害対策本部（栄区役所）で活動

3 担当参与

拠点名	担 当 参 与 (係 長)		(参考) 担当課長
千秀小	山田 (こども家庭支援課)	広瀬 (こども家庭支援課)	和田こども家庭支援課長
飯島小	坂入 (税務課)	早坂 (税務課)	近堂地域振興課長
飯島中	細谷 (地域振興課)	近堂 (地域振興課長)	
豊田小	後藤 (保険年金課)	林 (保険年金課)	福保険年金課長
小菅ヶ谷小	大野 (福祉保健課)	角 (高齢・障害支援課)	角田福祉保健課長
笠間小	荒木 (生活衛生課)	渡邊 (生活衛生課長)	渡邊生活衛生課長
西本郷中	杉田 (総務課)	須藤 (総務課)	伏見総務課長
西本郷小	鶴岡 (区政推進課)	清水 (区政推進課)	永松区政推進課長
小山台小	高橋 (区政推進課)	高木 (区政推進課)	
本郷台小	野本 (福祉保健課)	窪田 (福祉保健課)	角田福祉保健課長
本郷中	藤井 (戸籍課)	今西 (戸籍課)	齋藤戸籍課長
公田小	緒方 (こども家庭支援課)	山崎 (こども家庭支援課)	富田こども家庭支援課長
桂台小	鈴木 (生活支援課)	天住 (総務課)	村山生活支援課長
桂台中	長戸 (高齢・障害支援課)	平林 (高齢・障害支援課)	小田高齢・障害支援課長
本郷小	山口 (生活支援課)	荒井 (生活支援課)	村山生活支援課長
桜井小	細井 (地域振興課)	石塚 (地域振興課)	近堂地域振興課長
上郷小	海老原 (税務課)	門眞 (税務課)	鳥海税務課長
旧野七里小	岩崎 (高齢・障害支援課)	小幡 (高齢・障害支援課)	小田高齢・障害支援課長
庄戸小	加藤 (会計室)	高橋 (税務課担当課長)	高橋税務課担当課長
旧庄戸中	村山 (保険年金課)	渡邊 (保険年金課)	福保険年金課長

担当：栄区役所総務課
山口 若林
電話：894-8430

令和3年5月20日

地域防災拠点運営委員長 各位

栄区総務課長

新型コロナウイルス感染症の影響下における拠点訓練について（依頼）

運営委員長の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響下においても運営委員会や訓練にかかる着実な検討を進めていただき、厚くお礼申し上げます。

令和3年度の各地域防災拠点での訓練実施について、下記のとおりご検討いただきますようお願いいたします。

1 訓練の実施判断について

準備のための会合も含め、「3密」の回避、マスクの着用、手洗い・手指消毒など、必要な感染症対策を徹底できる場合は、拠点訓練を実施できるものとします。

なお、訓練実施にあたっては横浜市総務局が作成した添付の「新型コロナウイルス感染症対策実施チェックシート」を活用してください。

2 訓練の実施時期について

栄区では、例年9月1日の防災の日を中心とした時期と、1月17日の防災とボランティアの日を中心とした時期に、合計2回程度の訓練実施をお願いしておりましたが、昨年度に引き続き、実施時期や回数について区としての目安は設けず、各拠点において可能な時期及び内容で感染症リスクに配慮した訓練の実施を検討していただきますようお願いいたします。

各拠点においてご事情は様々かと存じますので、ご不安な点は担当参与または総務課にご相談ください。

3 セーフコミュニティ災害安全対策分科会からの提案について

栄区では、令和元年度よりセーフコミュニティ災害安全対策分科会からの提案に基づき、拠点訓練を計画していただいております。今年度も資料8「セーフコミュニティ災害安全対策分科会からの提案について」にて、拠点訓練の実施計画を含めた提案がなされています。各拠点の事情に応じて、可能な範囲でご対応ください。

4 訓練実施計画書・報告書について

拠点訓練を実施される際は、訓練実施計画書と報告書の作成をお願いします。

(1) 訓練実施計画書について

ア 提出書類

拠点訓練実施計画書（様式1）

※消防署に防災指導を要請する際は「地域防災拠点訓練における消防署防災指導要請書」を参与にご提出ください。

イ 提出期限

令和3年8月31日（火）

※締め切りは、今後の感染症動向によって、柔軟に対応いたします。

※例年どおり9月等に訓練を実施される場合は、実施の2週間前にご提出ください。

(2) 訓練実施報告書について

ア 提出書類

拠点訓練実施結果報告書（様式2）

イ 提出期限

訓練実施後、2週間以内

(3) 提出方法

拠点参与（区役所の課長、係長）を通じてご提出をお願いします。

4 添付資料

(1) 新型コロナウイルス感染症対策実施チェックシート（総務局作成）

担当：栄区役所総務課 山口 若林 電話：894-8430

新型コロナウイルス感染症対策実施チェックシート

このチェックシートは、4月16日の神奈川県対処方針などを参考に作成しています。
 県の方針が変更された場合は、県方針にあわせ本シートも変更の可能性があります。

- 「①人数上限5,000人 ②収容率：大声あり50% 大声無し100% のどちらか小さいほうを上限」とし、それ以上の規模は自粛してください。

【収容率の考え方について】

	大声あり	大声無し
席がある	50%以内	100%以内
席がない	十分な人と人との間隔(1m)	最低限人と人が接触しない程度の間隔

感染症対策チェック項目		チェック欄
参加者へ周知	① 発熱、咳、倦怠感、息苦しさ等の症状がみられる方の参加は控えるようあらかじめ参加者に周知してください	
	② マスクの着用、手洗いや咳エチケットを周知してください	
施設・会場面	③ 3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けてください ※厚労省リーフレット「3つの密を避けるための手引き」参照	
	④ 定期的に換気してください	
	⑤ 上記の人数上限や収容率の要件を守ってください	
	⑥ 会場入口等に消毒液を設置してください	
	⑦ 主に参加者の手が触れる場所を消毒してください（ドアノブ、手すり、マイクなど）	
運営面	⑧ 開催時間を短縮できるよう工夫してください	
	⑨ 参加者に感染予防行動（②などの内容）を呼びかけてください	
	⑩ 炊き出し等飲食は行わないでください（必要な水分補給は可）	
	⑪ 参加者、連絡先を名簿等で把握してください	
	⑫ 参加者に対し、訓練(前)後の会食自粛を周知してください	

※地域防災拠点訓練については、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域防災拠点の開設・運営のポイントの策定について（通知）」（令和2年6月24日総地第319号）を踏まえた内容となるよう努めてください。

(様式1)

拠点訓練実施計画書

地域防災拠点運営委員会

記入者

実施日時 月 日 () 午前・午後 : ~午前・午後 :

訓練会場

訓練項目(名称)	実施時間	訓練内容の概略	参加依頼機関	備考

(様式2)

拠点訓練実施結果報告書

地域防災拠点運営委員会

記入者

実施日時 月 日 () 午前・午後 : ~午前・午後 :

訓練会場 参加者総数 名

訓練項目(名称)	実施時間	訓練内容の概略	備考

地域防災拠点訓練における消防署防災指導要請書

拠点訓練実施日 令和 年 月 日 拠点名 _____

訓練参加予定者数 (運営委員含む)		
訓練実施時間		時 分 ~ 時 分
消防署への 依頼事項	集合時間、場所	集合時間： 集合場所：
	消防職員必要人数 (消防団員)	消防職員： 人 消防団員： 人
	訓練支援内容	
	資機材の 借用	資機材名 (個数)
受領日時		
返却日		

※訓練当日、近隣で火災等災害が発生した場合、出場するため訓練支援を受けられなくなる可能性があります。
また、訓練支援や資機材借用も先約がある場合は依頼を受けられない場合があります。

担当参与： _____

地域防災拠点運営委員長 各位

セーフコミュニティ災害安全対策分科会

セーフコミュニティ災害安全対策分科会からの提案について

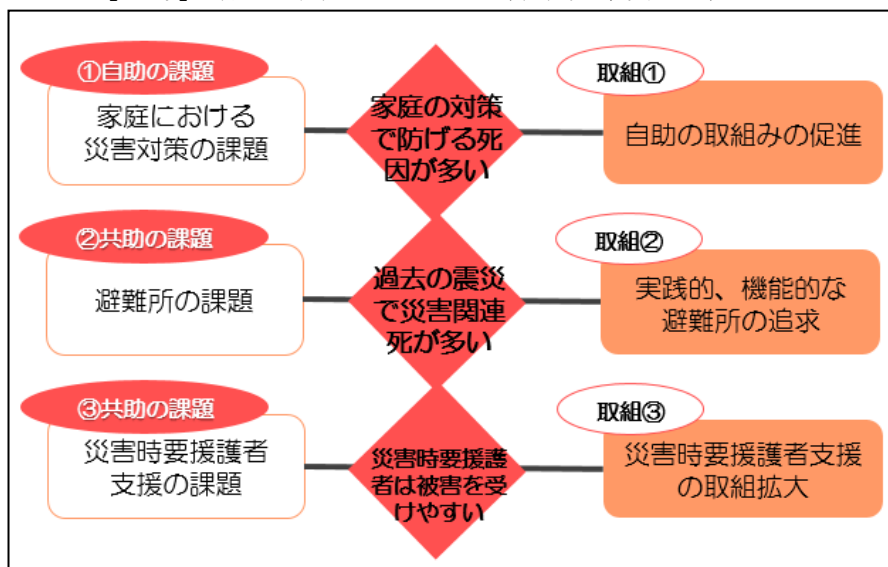
セーフコミュニティ災害安全対策分科会では、令和元年度に災害安全対策の課題と取組について整理を行い、具体的な取組内容を示し、課題について取り組んできました。

引き続き、今年度も課題に取り組んでいきますので、以下の項目についてご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 災害安全対策分科会の課題と取組の概要について

- (1) 家庭における災害対策の課題 **自助の課題**
家庭における事前の備えの啓発を行います。
- (2) 避難所の課題 **共助の課題①**
災害関連死の防止に向けて、実践的・機能的な避難所を追求するための避難所運営訓練を行います。
- (3) 災害時要援護者支援の課題 **共助の課題②**
災害時に要援護者は被害を受けやすい傾向にあることから、災害時要援護者支援の取組を行います。

【参考】課題と取組のイメージ（令和元年度から）



2 課題に対する具体的な取組について

(1) 家庭における災害対策の課題に対する取組 **自助の課題**

ア 家具転倒防止対策助成事業及び耐震補強の広報（継続）


チラシ（別添）を使用した広報を行います。引き続きご協力をお願いします。

イ 「栄防災ノート」の増刷・配布（新規）

令和2年度に制作した「栄防災ノート」を増刷・配布します。つきましては、配布、活用にご協力をお願いします。

「栄防災ノート」概要

各世帯で災害に備えるために必要な準備や避難行動、避難先、情報の収集方法などについてチェックと書き込みができるノートです。各ページを記入すると、オリジナル防災ノートが完成します。発災した時に携帯しやすいA5サイズです。



(2) 避難所の課題に対する取組：災害関連死の防止に向けた避難所運営 **共助の課題①**

災害関連死（※1）を防止するためには、各避難所が機能的、実践的な運営訓練を行う必要があります。災害安全対策分科会では令和元年度から、地域防災拠点運営訓練に対して、5年計画での項目を提示し区全体の訓練水準を高める取組を行ってきました。

令和3年度も各拠点で計画項目を含めた訓練を行っていただきますようお願いいたします。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で従前の規模・内容で訓練を実施することが難しい状況だったため、令和3年度以降の訓練項目を見直すとともに、令和6年度までの計画に改訂を行いました。

※1…災害による火災・水難・家屋の倒壊など直接的な被害による死ではなく、避難生活の疲労や環境の悪化などによって、病気にかかったり、持病が悪化したりするなどして死亡すること

令和3年度策定訓練計画（令和2年度からの見直し部分は赤字）

年度	実施項目	備考
令和元年度	避難者受付、トイレ対策	済
令和2年度	情報受伝達、特設公衆電話、要援護者対応	コロナ禍で未実施の拠点が多数
令和3年度	区割り、炊き出し 感染症対策（区割りを含む）、情報受伝達、特設公衆電話	実施項目を見直し
令和4年度	要援護者対応、炊き出し	
令和5年度	学校、企業等との連携・夜間訓練	
令和6年度	総合訓練の実施	

(3) 災害時要援護者支援の課題に向けた取組 共助の課題②

みんなにやさしい避難所運営、災害関連死を防ぐ観点から、地域防災拠点の校舎内に災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児・妊産婦など）用の別教室を概ね3教室確保することが望ましいとされています。昨年度に引き続き、栄区内小中学校長に対して、概ね3教室を確保できるように依頼します。

併せて、別教室を活用した地域防災拠点運営訓練を積極的に行っていただきますようお願いいたします。

〈参考〉

栄区の災害関連死による死者想定…約 116 人

※熊本地震における直接死と災害関連死の比率から災害安全対策分科会事務局で推計
（直接死による死者数：災害関連死による死者数=27:73に基づき、栄区の直接死による死者想定 43 人で計算）

担当：栄区役所総務課 山口 若林 電話：894-8430

令和3年度 災害時に備えた訓練<<水道局>>

震災に備えて、日頃から訓練を重ねることが大切です。水道局では、災害時給水所である災害用地下給水タンクなどで地域の皆さまと応急給水訓練を実施しています。

この訓練で、災害時給水所の場所や仮設の蛇口の取り付け方法をご確認いただくなど、災害時の応急給水活動を地域の皆さまの「共助」で行う体制を強化しています。

つきましては、地域防災拠点の訓練実施の際に、応急給水訓練の実施もご検討くださるようお願いいたします。

災害対策の基本的な考え方

災害に備え1人1日3リットル、最低3日分で9リットル以上の飲料水備蓄をお願いしています。

災害時の飲料水確保の方法				開設者	発災直後から3日目まで	発災4日目以降
飲料水確保の場所	目印	施設の種類など	分類			
ご家庭・企業	—	備蓄している飲料水	自助	—	→	
災害時給水所	標識	●災害用地下給水タンク 134基 	共助	地域の皆さま (管工事協同組合 開設の補助)	→	
	のぼり	●配水池 22カ所 	公助	水道局職員	→	→
		●緊急給水栓 358基 		水道局職員 管工事協同組合		→
		給水車			水道局職員 応援都市職員	→

災害時に水道局職員等が水質等の安全性を確認後、応急給水を開設・開始します。したがって、皆さまによる開設訓練は必要ありません。

1 実技編 (実際に皆さまに体験していただく訓練)

災害用地下給水タンクを開設して飲料水を確保する訓練

☆今年度も横浜市管工事協同組合が参加します！

《内容》発災直後において地域の皆さまの助け合いにより災害用地下給水タンクを開設し、飲料水を確保できるようにするための訓練です。

《対象》災害用地下給水タンクが設置されている地域防災拠点（6か所）と小菅ヶ谷ヶアプラザ
 小山台中学校・飯島小学校・笠間小学校・本郷小学校・桂台中学校・庄戸小学校
 （拠点外）小菅ヶ谷ヶアプラザ

※訓練メニューは裏面をご覧ください。

(1) <<少人数向け>>組み立て実技訓練

運営委員会メンバー又は運営委員会が指名したメンバー（食料物資班など）などに対して、装置組み立てや操作などの実技訓練を行います。

《所要時間》30分～45分

《対象人数》10人～15人程度

★全体訓練開始前・終了後に行うことも可能です。



(2) <<大人数向け>>組み立て見学及び実技訓練

全体訓練の参加者等（複数のグループ）を対象に、水道局職員、運営委員会又は管工事協同組合員等が行う装置組立て作業を見学しながら、何人かの方(5人程度)に組立作業を体験していただきます。

また、災害時に飲料水を確保する方法や、飲料水の備蓄等に関する説明をします。

《所要時間》1グループあたり20分～30分

《対象人数》1グループ50人以内（実技は5人程度）



災害用地下給水タンクは、拠点の皆さまで設営する設備です。設置拠点におかれましては、積極的に訓練を実施していただきますようお願いいたします。

2 概要説明・ミニ講座編

説明のみ

「災害時の飲料水確保について」

《内容》災害時に飲料水を確保する方法や地下タンク・緊急給水栓の機能や役割、及び飲料水の備蓄のお願いなどを説明します。参加者の皆さまにチラシを配布して、訓練全体集会の場などで説明します。（自助・共助・公助の役割など）

《対象》すべての地域防災拠点

※複数の地域防災拠点訓練日程が重なった場合には、ご希望に添えない場合がございますのであらかじめご了承ください。

《所要時間》10分～15分

依頼方法及び問合せ先

【依頼方法】

地域防災拠点参与（各拠点を担当する区役所の課長又は係長）経由で区役所にご依頼ください。



ご不明な点がございましたら、水道局までお問い合わせください。

横浜市水道局 戸塚水道事務所 事務係 防災担当

電話:045-871-6461 FAX:045-864-4182



水道局キャラクター
はまピョン

横浜市水道局 戸塚水道事務所 あて

(区役所地域防災拠点参与 経由)

(FAX 864-4182)

令和 年 月 日

災害時に備えた訓練依頼書

次のとおり、水道局による訓練を依頼します。

地域防災拠点名： _____

運営委員会委員長： _____

区役所参与： _____

実施日	令和 年 月 日 ()
時間	午前・午後 時 分 ~ 時 分

希望する訓練にチェックを入れてください

<input type="checkbox"/>	災害用地下給水タンクの組立て実技訓練
<input type="checkbox"/>	概要説明・ミニ講座
<input type="checkbox"/>	緊急給水栓からの給水体験（設置は水道局が行います。）

通信欄（ご要望等があればご記入願います）

※複数の地域防災拠点訓練の日程が重なった場合等には、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

令和3年5月21日

地域防災拠点運営委員長 各位

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 会長

栄区地域防災拠点運営委員会の意見交換会について

日頃から、各地域防災拠点の運営にご尽力をいただき誠にありがとうございます。

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会では、地域防災拠点の開設・運営訓練における取組の情報共有等のため、例年7月上旬に意見交換会を開催しておりますが、現在の新型コロナウイルス感染症動向を鑑み、改めて実施時期をご案内させていただきます。

【参考】例年の開催内容

- 1 時期 7月上旬
- 2 時間 2時間程度
- 3 場所 栄区役所
- 4 内容
 - (1) 地域防災拠点について
拠点の開設・運営の基礎的な知識と区災害対策本部について
 - (2) ボランティアセンターについて
横浜栄・防災ボランティアネットワークから
 - (3) 意見交換
・地域防災拠点訓練取組の情報共有について
・その他
- 5 対象者
 - (1) 各地域防災拠点運営委員から1名以上
 - (2) 横浜栄・防災ボランティアネットワーク会員

担当：栄区役所総務課
山口 若林
電話：894-8430

令和3年 地域防災拠点運営研修のご案内

地震時の避難所である地域防災拠点は、拠点運営委員や避難された方によって運営します。
本研修を受講いただき、具体的な運営方法を学びましょう。

1 研修対象者

拠点運営委員の方

各拠点よりご推薦をお願いします。

※推薦は任意です。

※各組織から2名まで推薦可能です。

※家庭防災員、防災ライセンス講習会、
防災・減災推進研修を受講された方も推薦可能です。

【受講者の声】

講義やグループワークを通じて拠点運営の具体的なイメージがつかえました。

2 研修内容

(1) 研修カリキュラム

【講義】 「地域防災拠点の運営方法について知ろう」	○地域防災拠点の運営方法や拠点運営の活動事例等について学びます。
【グループワーク】 「避難所運営の模擬体験をしよう」	○ケーススタディを通して避難所で起きている出来事にどう対応するか図上にて体験します。

(2) 開催日時 ※ 内容はすべて同じです。

【時間】 13:30~15:30

日程	場所	定員
6月25日(金)	横浜市民防災センター(横浜駅)	30名
6月26日(土)	横浜市民防災センター(横浜駅)	30名
6月29日(火)	横浜市民防災センター(横浜駅)	30名
6月30日(水)	横浜市民防災センター(横浜駅)	30名
7月3日(土)	栄区役所(本郷台駅)	30名
7月10日(土)	旭区役所(鶴ヶ峰駅)	40名
7月13日(火)	中区役所(関内駅)	40名
7月14日(水)	中区役所(関内駅)	40名
7月16日(金)	中区役所(関内駅)	40名
7月17日(土)	青葉区役所(市が尾駅)	40名

3 申し込み方法

「地域防災拠点運営研修 推薦書」(別紙1)に、必要事項をご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて、6月10日(木)まで(必着)に、以下の宛先にお申し込みください。

申し込みの受付や受講者決定通知の送付等は、公益社団法人横浜市防火防災協会に委託しています。

【宛先】公益社団法人横浜市防火防災協会

○郵送：〒232-0064 横浜市南区別所1-15-1

○FAX：045-714-0921

○電子メール：consulting@ydp.or.jp

4 受講者の決定

6月中旬に、受講決定の通知を、受講者あてにお送りいたします。

※希望者が、定員を超えた場合は、来年度以降に受講をお願いすることがあります。その場合、「各区の受講者数のバランス」などを考慮し、受講者を決定させていただきますのでご了承ください。

5 新型コロナウイルス感染症への対策について ※詳細なコロナ対策は別添のとおり

研修の実施にあたっては、研修施設の消毒、換気、受講者の間隔を確保して実施します。

また、受講者につきましては、マスクの着用、受付での消毒、検温にご協力をお願いします。

なお、受講日に緊急事態宣言が発出されている場合には中止とします。

6 自宅学習編

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、自宅学習用の動画をすべて閲覧したうえで、「修了証発行申請書」をご提出していただいた場合には、「地域防災拠点運営研修」を受講したとものとします。修了証の発行を希望される場合は、「修了証発行申請書」(別紙2)を総務局地域防災課まで送付していただきますようお願いいたします。

7 お問い合わせ

研修の申し込み方法等について (申し込みの受付業務を以下に委託しています)

担当 公益社団法人横浜市防火防災協会

電話：045-714-0929

研修の内容や自宅学習編の申し込み方法等について

担当 横浜市総務局地域防災課 (時枝、橋本)

電話：045-671-3456

8 その他

※当日午前8時の時点で「警報」または「特別警報」が横浜市域に発令されている場合は中止とします。

また、それ以外の場合でも悪天候等の理由により中止することがあります。

その場合には、横浜市コールセンターまで御連絡下さい。

<横浜市コールセンター>045-664-2525(平日・土日祝日いずれも 8:00~21:00)

年 月 日

公益社団法人横浜市防火防災協会 行

地域防災拠点名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

電 話 _____

「地域防災拠点運営研修」推薦書

令和3年の「地域防災拠点運営研修」受講者として、次の方を推薦します。

しめい 氏名	住所	電話番号
	〒	
	〒	

- ・各組織から2名まで推薦することができます。
- ・氏名は楷書で、ふりがなを付け、住所は棟室番号までご記入ください。
- ・**6月10日（木）まで（必着）**にご送付ください。

【受講希望日】 受講可能日（太枠）に○をつけてください。

※ 日程調整の都合上、できる限り多くの希望日をご記入お願いします。

実施日	【第1回】 6月25日（金）	【第2回】 6月26日（土）	【第3回】 6月29日（火）	【第4回】 6月30日（水）
場所	横浜市民防災センター	横浜市民防災センター	横浜市民防災センター	横浜市民防災センター
受講可能日				
実施日	【第5回】 7月3日（土）	【第6回】 7月10日（土）	【第7回】 7月13日（火）	【第8回】 7月14日（水）
場所	栄区役所	旭区役所	中区役所	中区役所
受講可能日				
実施日	【第9回】 7月16日（金）	【第10回】 7月17日（土）		
場所	中区役所	青葉区役所		
受講可能日				

研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、決定通知の送付、研修の中止等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

【宛先】公益社団法人横浜市防火防災協会

○郵送：〒232-0064 横浜市南区別所1-15-1

○FAX：045-714-0921

○電子メール：consulting@ydp.or.jp

令和3年 月 日

総務局地域防災課 行

自治会・町内会等団体名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

電 話 _____

「地域防災拠点運営研修」修了証発行申請書

次の方は指定された地域防災拠点運営に関する動画を閲覧しました。「地域防災拠点運営研修」の修了証の発行を申請します。

氏名	住所	電話番号
	〒	

動画名（収録時間）	閲覧完了
地域防災拠点開設マニュアル（約20分）	
新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難（約5分）	
地域・防災拠点の開設・運営について（約21分）	

※すべての動画を閲覧していただくことが修了証発行の条件となります。

※それぞれの動画について、閲覧完了欄にチェックをお願いします。

閲覧した動画に
チェック（✓）

【動画の案内】

ウェブサイトURL

<https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/chiikibousai>

横浜市 防災学習コンテンツ

検索

QRコード



※学習コンテンツ内の動画より閲覧をお願いします。

※地域防災拠点運営委員にはDVDも配布しています。

【備考】

修了証には、地域防災拠点開設・運営マニュアルやスターターキット等、地域防災拠点運営を推進していただくうえで、参考となる資料を同封いたします。

申請書送付先・問い合わせ先

※申請書はメール、FAX、郵送いずれかで送付してください。

総務局地域防災課（時枝・橋本）

TEL：045-671-3456

FAX：045-641-1677

Eメール：so-chiikibousai@city.yokohama.jp

住所：横浜市中区本町6丁目50番地の10 10階

研修開催時の新型コロナウイルス感染症への対策について

研修の開催にあたり、感染対策を行ったうえで実施します。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1 基本的な感染対策の実施

- ・研修会場の席の間隔、受講者同士、講師と受講者との間隔を確保します。
- ・職員及び講師は、検温等健康管理に努め、手洗いをします。
- ・職員及び講師は、マスクを着用します。
- ・会場には手指消毒液を用意します。
- ・会場の机、ドアノブ等の消毒を行います。

2 受講される方へのお願い

- ・受付の際には、検温、手指の消毒をお願いします。
- ・体調不良（発熱、咳等の風邪症状）の方は受講をお控えください。
- ・研修施設内ではマスクの着用をお願いします。
- ・会場内における身体的距離の確保にご協力ください。
- ・受講中に体調不良になった場合、速やかにお申し出ください。
- ・休憩中等の会話は控えめにしてください。

3 その他

感染の状況によって、開催方法の変更または中止の場合があります。

問い合わせ先：横浜市総務局危機管理室地域防災課

担当：時枝、橋本

TEL:045-671-3456 FAX:045-641-1677

令和3年5月21日

地域防災拠点運営委員長 各位

栄区総務課長

令和3年度各地域防災拠点鍵管理者名簿の作成について（依頼）

各地域防災拠点において、夜間・休日など教職員がいない時間帯での発災時に対応するため、各地域防災拠点運営委員会の皆様に学校施設の鍵の保管をお願いします。

つきましては、令和3年度の各地域防災拠点運営委員会における鍵管理者名簿を作成のうえ、下記担当まで提出していただきますようお願いいたします。

1 提出書類

令和3年度地域防災拠点鍵管理者名簿（別紙1）

2 提出期限

令和3年7月30日（金）までをお願いします。

※新型コロナウイルス感染症の影響等により、期日での提出が難しい場合はご相談ください。

3 提出先

拠点参与（区役所の課長、係長）を通じて提出願います。

担当：栄区総務課防災担当
山口 若林
電話：894-8430

地域防災拠点運営委員長 各位

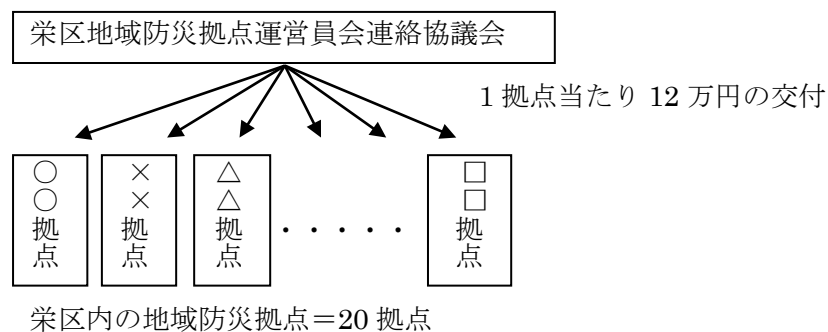
令和3年5月21日

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 会長

地域防災活動奨励助成金について

1 趣旨

地域防災拠点運営委員会（以下「拠点」という。）の自主的な活動を奨励し、災害時の避難生活に備えた訓練及びその他の活動の運営を円滑に行うために、栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会から交付するものです。



2 交付金額

1 拠点当たり、12万円（ただし、実際には上記金額から振込手数料を差し引いた金額）

3 交付時期

ご提出いただいた請求書をもとに、事務局において振込完了後、参与（区役所の係長）を通じてご連絡します。

4 留意事項

(1) 支出時期について

交付した助成金で経費を支出してください。

(2) 支出用途について

助成金は用途が「地域防災拠点の管理運営」に関することに限定されています。それ以外を目的とする支出はできませんのでご了承ください。特に会議における茶・菓子等の購入による支出は認められません。

○使用可 …訓練の企画及び実施に係る費用、運営委員会等の会議に係る費用、備蓄庫に独自に配備する備蓄物品、訓練時の熱中症対策飲料水 など

×使用不可…運営委員会等の会議でのお茶・菓子、外食・お弁当のような食事代、運営委員会の役員等への謝金 など

また、翌年度の持ち越しもできませんので、留意願います。残金が発生する見込みの場合は、参与(区役所の係長)に連絡願います。

(3) 領収書の添付について

全ての支出項目に関して領収書の提出が必要になります。領収書の添付がない場合、支出は認められませんので、領収書の紛失等には十分留意願います。また、宛名については「〇〇学校地域防災拠点」としてください。

研修会等に参加するための交通費を委員に支給する場合も、委員から領収書を受領して添付してください。

令和 年 月 日

請求書

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会長

学校地域防災拠点運営委員会

委員長

印

下記のとおり請求します。

金 ￥120,000-

運営経費交付方法について

・口座振込

(振込手数料につきましては、運営経費より差し引いて振り込みます)

以下、口座振込の場合に記入してください。

フリガナ	
口座名義人	
振込先	銀行 支店 信用金庫 出張所 信用組合 農協
預金種目	普通 ・ 当座
口座番号	





※口座確認のため、通帳の写しもあわせてご提出願います。(通帳の1ページ目の写し)

地域防災拠点運営委員長 各位

地域防災拠点の資機材の更新について（連絡事項）

地域防災拠点の資機材については、阪神淡路大震災を契機に整備しました。整備後 20 年が経過したことに伴う老朽化等により、資機材の維持管理についてご迷惑をおかけしている状況です。また、「一部の資機材について使い勝手が悪い」、「故障しやすい」などのご意見もいただいています。そのため、令和元年度から、数年かけて、資機材の更新を行っています。

1 今年度更新する資機材（写真はイメージです）

資機材名	更新資機材	見直しの方向性
ガソリン式発電機 	新ガソリン式発電機 	・ガソリン式発電機は、メンテナンスや取扱いが容易な発電機に更新します。
投光器 	全方位型 LED 投光器 	・「救助現場」よりも「地域防災拠点内」で避難生活用として、使用しやすいものとして。 ・より明るい全方位型の LED 投光器に更新していきます。

2 更新の方向性

(1) 発電機及び投光器

避難生活に欠かすことのできない発電機及び投光器についても、令和元年度から更新をスタートし、令和3年度を目途に更新を完了する予定です。（令和3年度は、全拠点でガソリン式発電機1台、投光器3台の更新を予定。）

【令和3年度の各拠点での更新数及び納品予定時期】

発電機	
各拠点での更新数	納品予定時期
1台	1～2月頃

投光器	
各拠点での更新数	納品予定時期
3台	1～2月頃

【更新完了後の各拠点での配置数】

発電機		
6台	3台	新ガソリン式発電機
	3台	ガス式発電機

投光器	
5台	全方位型 LED 投光器

(2) エンジンカッター

今年度更新方針及び機種選定を行い、令和4年度に更新する予定です。

担当：栄区役所総務課

電話：894-8430

山口 若林

令和3年5月21日

地域防災拠点運営委員長 各位

栄区総務課長

地域防災拠点に備蓄している食料の有効活用について（依頼）

日頃から栄区の防災対策にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和3年度に更新を迎える備蓄食料について、拠点訓練等における有効活用を次のとおり依頼します。

1 訓練等で配布可能な備蓄食料

品目	配布可能箱数	製造年度 (ラベル色)	賞味期限
水缶詰	17箱 (24本/箱)	平成27年度 (緑色ラベル)	令和4年9月30日

※発災時に使用できる食料が減ってしまいますので、上記以外の食料は配布しないでください。

※平成28年度製造のスープは令和3年7月5日に期限を迎えますので、発災時に召し上がらないようご注意ください。

2 配布可能時期と数量

別添「令和3年度備蓄食料の更新計画（予定）」のとおり

3 留意点

- 賞味期限切れのものを訓練等で配布しないよう、必ず期限を確認して配布してください。
- 対象の備蓄食料以外は、訓練等で配布しないでください。

4 配布の報告書

備蓄食料の配布をした場合は、令和3年7月12日（月）までに、別添の報告書を栄区総務課あてにご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、回収数量をとりまとめる必要があることから、報告が無い場合は配布なしとして処理させていただきます。訓練等の予定が未定で、判断に迷う場合は、参与または総務課にご相談ください。

5 その他

訓練等の際に、更新予定の備蓄食料を備蓄庫の入口にまとめて置いていただけますと、回収漏れや誤回収が減りますので、ご協力をお願いいたします。

担当：栄区役所総務課
山口 若林
電話：894-8430

令和3年 月 日

報 告 書

令和3年度に更新する予定の備蓄食料を防災訓練等で有効活用します。

1 配布（予定）日

令和 年 月 日

2 訓練等での配布（予定）数量

水缶詰
箱

3 報告者

_____区 _____地域防災拠点運営委員会

担当：_____

【注意事項】

本調査票は、令和3年7月12日（月）までに、栄区総務課へご提出ください。

令和3年度 備蓄食料の更新計画（予定）

有効活用	更新品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
可能	水缶詰				有効 報告 期限 の有 無の	【配送】令和3年度製造分(赤色ラベル)(24本/箱×22箱) 【回収】平成27年度製造分(緑色ラベル)(24本/箱×17箱)				【未使用分の回収】			
不可 消費期限が近いため	保存パン					【配送】令和3年度製造分(赤色ラベル)(20食/箱×10箱) 【回収】平成28年度製造分(赤色ラベル)(20食/箱×10箱)							
	おかゆ					【配送】令和3年度製造分(赤色ラベル)(20食/箱×5箱) 【回収】平成28年度製造分(赤色ラベル)(20食/箱×4箱)							
	クラッカー					【配送】令和3年度製造分(赤色ラベル)(70食/箱×3箱) 【回収】平成28年度製造分(赤色ラベル)(70食/箱×3箱)							
	スープ					【配送】令和3年度製造分(赤色ラベル)(45食/箱×2箱) 【回収】平成28年度製造分(赤色ラベル)(45食/箱×1箱)							
	粉ミルク					【配送】令和3年度製造分(赤色ラベル)(20缶/箱×1箱) 【回収】令和2年度製造分(緑色ラベル)(20缶/箱×1箱)							

令和3年5月21日

地域防災拠点運営委員長 各位

栄区役所総務課長

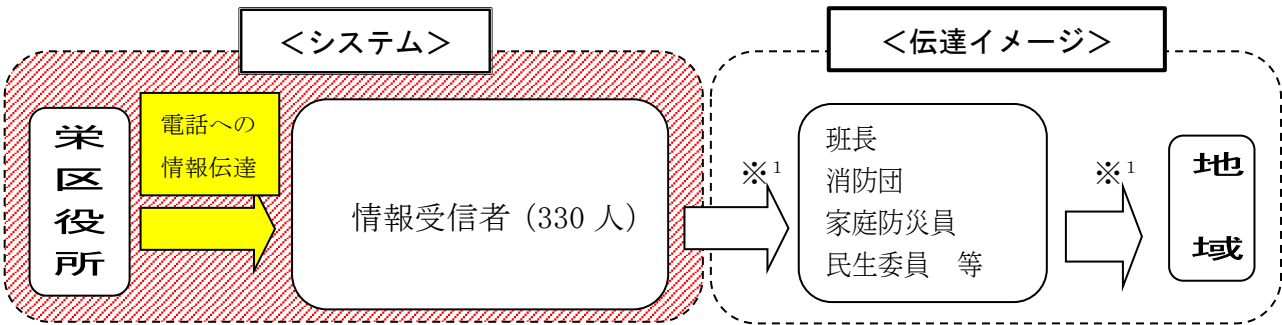
栄区緊急時情報伝達システムへの電話番号登録について（依頼）

栄区では災害時等の情報伝達を迅速に行うため、緊急時情報伝達システムを活用して、区から地域の皆様への情報提供体制の強化を図っています。

つきましては、地域防災拠点運営委員会委員長の電話番号の登録について依頼いたします。

1 緊急時情報伝達のイメージ

【概念図】



※1 情報受信者から地域の方への伝達を義務付けるものではありません。状況に応じてご対応ください。

2 システムの登録対象者（情報受信者）について

登録対象者330人（地区連合町内会長（7）、自治会・町内会長等※2（264）、**地域防災拠点運営委員長（20）**、即時避難勧告対象世帯（39））

※2 自治会・町内会長は原則対象とし、更に防災担当役員の方など2名まで登録することができるとします。

3 発信内容

緊急時の情報等、区で周知の必要があると判断した情報を電話（固定・携帯）へ音声で発信します。

例）台風○号の接近に伴い、○月○日△時に避難所4か所（○○学校、○○学校、○○学校、○○学校）開設予定です。詳しくは栄区ホームページをご覧ください。

4 登録期間

令和3年6月1日から令和4年5月31日までの1年間とします。（年度途中の登録番号の変更や登録者変更も可能です）

5 登録について

運営委員長については、原則全員登録していただくようお願いします。
ご辞退される場合は、5月28日（金）までに下記担当者までご連絡ください。

担当：栄区役所総務課
山口 若林
電話：894-8430

令和3年5月21日

地域防災拠点運営委員長 各位

栄区総務課長

感染対策を踏まえた拠点開設運営スターターキットの活用について（依頼）

時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から横浜市の防災対策にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域防災拠点の開設・運営にあたり、検温の実施や専用スペースの確保、各避難者同士の間隔を空けるなど、これまでとは異なる運営が求められます。

災害時の地域防災拠点の開設・運営にあたっては、効率的に開設準備を行うとともに円滑に運営していただく必要があります。そのため、令和2年6月に作成した「新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域防災拠点の開設・運営のポイント」に加えて、感染症対策を踏まえた拠点開設運営スターターキットを作成しましたので、各拠点でご活用ください。

栄区においては今後、参加を通じて各地域防災拠点運営委員会に配布していく予定です。

1 スターターキットの中身

(1) 感染症対策を踏まえた避難所づくり（A3チラシ）

ア 発災前・発災時のチェックリスト【表面】

イ 検温や受付、専用スペースなどのレイアウト例【裏面】

(2) 表示関係

検温、受付、立入禁止、立ち位置の表示（受付時のソーシャルディスタンスの確保） など

2 その他

令和元年度に配付した「女性の視点に配慮したスターターキット」と同様に拠点訓練等でご使用ください。

担当：栄区役所総務課

山口 若林

電話：894-8430

令和3年5月21日

地域防災拠点運営委員長 各位

栄区総務課長

**新型コロナウイルス感染症を踏まえた
地域防災拠点の開設・運営のポイントの一部改訂について**

日頃から本市の防災対策にご協力いただき誠にありがとうございます。

令和2年6月に横浜市総務局が策定した「新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域防災拠点の開設・運営のポイント」について一部改訂版が公表されましたので、ご確認いただき地域防災拠点での感染症対策を進めていただきますようお願いいたします。

なお、栄区では、令和2年7月に同冊子の補足説明追記版を作成し、各拠点にご提供しています。今回の一部改訂版では、栄区補足説明も反映されておりますので、今後は当該改訂版をご確認いただきますようお願いいたします。

1 市ホームページの掲載について

本冊子は市ホームページにも掲載しておりますので、運営委員会で周知される場合は、ご活用ください。地域防災拠点の基本事項がまとめられた「地域防災拠点開設・運営マニュアル」も同ページ内に掲載されておりますので、合わせてご確認ください。

【本市ホームページの掲載場所】

トップページ > 防災情報 > 地域の対策（共助）> 各種マニュアル等
> 「地域防災拠点」開設・運営マニュアル

2 栄区内小中学校への避難スペース確保依頼について

避難所の「3密」を回避するため、栄区小中学校校長会（令和3年5月）に体育館以外の空き教室等を使用できるように学校内のスペースの柔軟な確保について依頼しています。

担当：栄区役所総務課
山口 若林
電話：894-8430